

第11号議案「令和3年度東金市一般会計予算」に対する附帯決議

昨年10月に明らかになった、東金九十九里地域医療センターに関する告発文について、当局はもとより、議会としても「病院運営の適正化に関する特別委員会」を設置し調査を行ってきた。

同医療センターからは、設立団体からの是正命令に対する回答もあったが、未だ全容の解明には至っておらず、第三者委員会が今後設置されるとのことである。

同医療センターは、安全で質の高い医療を、安定的かつ継続的に提供しており、救急医療・急性期医療を核とした二次医療圏内唯一の三次救急医療に貢献している。

しかしながら、開院から病院経営は厳しいものであり、今後の踏み込んだ経営改善の見通しは出されていない。

そのような状況の中で、明らかとなった本事案は、市民の信頼を損なう事であり、本件が解明されない中で、当市から医療センターに関する支出を行うことは市民にとって、到底納得のできないものであると考えられる。

以上のことから、以下の点について要望する。

- 1 中立・公正な第三者委員会で、必ず事実関係を明らかにすること。
- 2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長を含む関係者の責任を明確にし、処分内容を提示すること。
- 3 病院事業特別会計繰出金については、当面、医療センターの運営に必要な範囲での支出とすること。
- 4 3の内、運営費分に係る支出については、第三者委員会の結論を待って支出すること。

以上決議する。

令和3年3月2日

東 金 市 議 会